

一般建築物石綿含有建材調査者講習 開催要項

大気汚染防止法の改正により、建物の解体・改修工事時の石綿飛散防止対策が強化されました。令和5年10月1日以降、調査者の資格を取得した者による事前調査が義務付けられることを受け、調査者資格を取得するための講習を、(一財)日本環境衛生センターの協力を得て、(一社)島根県建築組合連合会で開催します。

本講習は、2日間の座学を通じ、関係法令や石綿の関連疾患とリスク、建築物の構造・建材等に関する知識と、通常の使用状態における建築物の石綿含有建材に関する調査に加え、解体作業等における事前調査にも対応した知識を学ぶ内容となっています。

非常に人気が高く、一般の開催では予約が難しい講習になります。是非、この機会にご受講下さい。

1. 取得資格

- ・一般建築物石綿含有建材調査者

2. 日時

令和4年11月17日(木)～18日(金)

- ・試験も含め2日間の日程で開催し、2日間全てに参加していただきます。詳細は別紙日程表をご参照ください。

【1日目：座学講習】

受付9時15分～、9時30分～16時10分(予定)

【2日目：座学講習、修了考査】

受付9時～、9時15分～18時30分(予定)

3. 会場

「島根県立男女共同参画センターあすてらす」(JR大田市駅西隣)

大田市大田町大田イ236-4 TEL:0854-84-5500

※施設駐車場あり

4. 定員

- ・40名(受付先着順、定員になり次第受付終了)

※但し、申込者20名未満の場合は、開催中止となる場合があります。

5. 受講料

- ・一人49,000円(税込、テキスト代・試験料等含む)です。
- ・組合員の方は必ず所属組合へお支払いください(該当組合は受講料を一括して島根建連までお振込みいただきます。振込手数料はご負担願います)。
- ・やむを得ない事情等により受講キャンセルする場合は、申し込まれた所属組合まで速やかにご連絡ください。受講料から会場費・事務手数料と差し引いた金額を講習終了後に所属組合へ返金します。なお、連絡もなく無断で受講を取り止めた場合の受講料の返金はありません。予めご了承ください。
- ・主催者側の事情により開催が中止となった場合は、受講料全額返金します。

6. 受講対象者

- ・この講習は島根建連の組合員専用です。組合員以外の方は受講できません。

7. 受講資格

(1) 次の必要要件を満たす方が受講できます（必要書類の提出を含む）。

※下表のいずれかの条件を満たす必要があります。

受講資格区分番号	学歴等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	建築に関する実務経験年数11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査に関する実務経験年数：5年以上
8	8-a 石綿作業主任者技能講習を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局(日本環境衛生センター)までお問い合わせください。】		

(2) 受講資格区分1～5、7の実務経験を証明する書類について

- ・事業主や一人親方が講習を受ける際の実務経験については、①定款、②建設業許可、③開業届、④解体業の許可のうち、1つの証明書を用意してください。①～④まで

の書類を用意出来ない方は、職種の欄に建設業が記載されている過去11年分の税金の申告書（確定申告書写し）を用意してください。以上の実務経験を証明するものを用意できない方は、受講資格区分8の石綿作業主任者技能講習を修了していただき建築物石綿含有建材調査者を受講するようにして下さい。

8. 申込みに必要な書類

※受講資格区分番号によって下表のとおりです。

受講資格区分番号	様式-1 (Excel 提出)	様式-2 実務経験証明書 (PDF 提出)	各種証明書 (PDF 提出)	顔写真 (縦 551px×横 413px 以上のもの。ファイル名は氏名にしてください) (jpg/jpeg/png/bmp のいずれかの画像ファイル提出)
1	○	○	卒業証明書、 履修科目証明書	画像が鮮明で無帽・無背景のもの。 デジタルカメラ・スマートフォンなどで撮影したものでも可。
2	○	○	卒業証明書、 履修科目証明書	
3	○	○	卒業証明書、 履修科目証明書	
4	○	○	卒業証明書、 履修科目証明書	
5	○	○	×	
6	○	○	×	
7	○	○	講習を修了したことが証明できる書類等	
8	○	×	講習を修了したことが証明できる書類等	
9	○	○	×	
10	○	○	×	
注意事項		・全欄記入 ・証明印が必要	〈各区分共通〉申込み者が会社代表者の場合：会社定款、事務所登録、建設業許可証等通知	

※卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていない場合は、履修科目証明書若しくは成績証明書も合わせて同封してください。

- ・平成21年以降に当該学校に入学された方は、卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていても、必ず履修科目証明書が必要になります。

9. 申込方法及び申込締切日

- ①「(仮) 申込書」を必ず所属組合へご提出ください（組合員→所属組合→島根建連）。
お電話等による申込予約はできません。

- ②申込締切日は、令和4年10月21日（金）です。
- ③（仮）申込書提出後、所属組合から本申込書となるデータをもたらしてください。
- ④申込みに必要な書類一覧表を参考に島根建連まで必要書類（様式1、様式2、各種証明書、顔写真）をメール送信してください。
- ※件名には「建築物石綿含有建材調査者講習申込書」「組合名」「氏名」を必ずご記入いただき送信してください。

島根建連メールアドレス：kenchiku@shimanekenren.or.jp

- ⑤メール送信で提出ができない場合は、印刷物を郵送されても構いません。ただし、顔写真については、データ（jpg等）提出が必須となりますので、スマートフォンで撮影したものをそのまま上記島根建連メールアドレスまで送信してください。
- ⑥最終的に記載されたメールアドレスに申込受付完了メール、受講票、合否通知、修了証明書、その他連絡事項がメール送信されます。記載されたメールアドレスが読取り不可能な方、個人メールアドレスをお持ちでない方は、所属組合のメールアドレスに変更となります。予めご了承ください。
- ⑦定員に達した場合は、その時点で受付を終了する場合があります。お早目にお申込みください。

10. 所属組合からの組合員への配付物

【周知用】

- ・開催要項（本紙）
- ・（仮）申込書

【（仮）申込書提出後】

- ・様式1（Excelデータ）
- ・様式2（Excelデータ）
- ・承諾書（印刷物又はPDFデータ）
- ・健康告知書（印刷物又はPDFデータ）
- ・日程表

11. 申込書の審査・受講決定

- ①受講資格の有無について申込書類の審査を行います。この審査で申込書類に不足がなく、かつ審査を通過した方には、講習の1～2週間前に受講決定通知メールを送信いたします。なお、記入事項に虚偽の事実が判明した場合は、講習修了後でもその資格は取消となります。
- ②受講決定通知メールを受け取った際には、必ず「受講会場」「受講日時」等をご確認ください。

12. 持参物

- ・受講票（受付の際、QRコードを読み取り、登録されている顔写真にて確認）
- ・筆記用具（筆記試験で鉛筆またはシャープペンシル、消しゴムを使用）
- ・健康告知票
- ・個人情報保護の承諾書
- ・顔写真付き身分証明書（2日目の受付時に必要、身分証は車の免許証などです）

13. 講習当日の注意点

- ①受講資格区分8（石綿作業主任者技能講習の修了者）でお申込みの方に限り、第1講座①の受講が免除され、受講しなくても欠席扱いにはなりません。第1講座①も筆記試験の出題範囲となっておりますので、受講をお願いします。
- ②本講習及び修了考査では、遅刻を認めておりません。必ず、各科目の開始前までに着席しておくようお願いいたします。万が一、開始時刻を過ぎても着席されていない場合、欠席扱いとなりますのでご注意ください。
※なお、遅延証明書の発行された公共交通機関の遅延による遅刻及び欠席は、特例措置（別日程に振替）とする場合がございます。その際は、必ず遅延証明書を取得して、事務局にご提出ください。
- ③講習当日は、会場の受付で受講票をご提示ください。テキストは、受講時にお渡しいたします。
- ④講習期間中の宿舎ならびに昼食は、各自でご用意ください。
- ⑤大規模災害、新型コロナウイルス感染症拡大等やその他当センターの責めに帰さない事由により、当初予定していた講習・修了考査の日程、時間及び会場を急遽変更する場合がございます。なお、その際の交通費、宿泊費等（変更前の費用、変更後の費用ともに）の補償はいたしません。予めご了承の上お申し込みください。
- ⑥受講日当日の検温、健康告知票などの状況により、事務局判断で受講をお断りすることがございます。

14. 修了考査について

- ①全講習科目を受講した方のみ、修了考査を受験することができます。欠席した科目が一科目でもある場合は修了考査を受験できません。
※受講資格区分8（石綿作業主任者技能講習の修了者）でお申込みの方に限り、第1講座①の受講が免除され、受講しなくても欠席扱いにはなりません。ただし、筆記試験の出題範囲には第1講座①も含まれますのでご了承ください。
- ②修了考査は、受講コースにより以下の通りです。
【一般建築物石綿含有建材調査者コース】
⇒筆記試験（マークシート形式試験）80分
筆記試験の満点が100%として「60%以上」の得点をもって合格となります。
- ③不合格となった方は、有効期限内に再試験を受けることができます。有効期限は受講を修了した日の属する年度の翌々年度末までとなります。
- ④修了考査（試験）の内容及び個別合否結果の理由についての問合せには一切応じられませんので、予めご了承ください。なお、各試験の趣旨及び過去の試験問題は、当センターホームページにて一部公開しております。
【過去の修了考査情報ページ】
<http://www.jesc.or.jp/training/tabid/133/Default.aspx>

15. 修了証明書の交付、台帳登録及び公開

- ①合否の結果は2カ月程度かかります。
- ②修了考査を合格した方には、『一般建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。
- ③（一財）日本環境衛生センター主催の建築物石綿含有建材調査者講習合格者は、センターで氏名、ご連絡先等が台帳に登録されます。また、希望される方は登録情報をセ

ンターホームページにて公開いたします。

④受講申込書等の記入事項に虚偽の事実や修了考査において不正行為等が判明した場合は、講習修了後でもその資格は取消となる場合があります。

⑤修了考査を合格した方の修了情報について、所管省庁などに報告させていただく場合がございます。予めご了承の上、お申込みください。

16. 再試験について

- ・合否の結果を受けて、再試験が必要な方は、別に定める日程で全建総連会館等（主催：（一財）日本環境衛生センターに限る）において再試験を受けることができます。費用は5500円です。他の団体の講習で試験を受けることは出来ません。

17. その他

- ・講習に関するお問い合わせは所属組合又は島根建連までお願いします。